

福山市ものづくり交流館インキュベーションルーム運用要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、福山市内で創業及び新商品の開発等を実施する福山市内外の創業予定又は、創業後の法人または個人の事業者のために、福山市ものづくり交流館指定管理者：一般財団法人備後地域地場産業振興センター（以下「指定管理者」という。）が福山市ものづくり交流館インキュベーションルーム（以下「インキュベーションルーム」という。）の使用許可及びびんご産業支援コーディネーター、福山ビジネスサポートセンター（Fuku-Biz）、ひろしま創業サポートセンター等による相談及び支援等を実施することにより創業事業者を支援し、もって福山市の産業活性化に寄与することを目的とする。

第2章 使用許可

(使用料)

第2条 インキュベーションルームの使用料は、次の表のとおりとする。

| 部屋番号 | 面積 | 使用料（月額，消費税含む） |
|------|-------|---------------|
| A | 15㎡ | 15,000円 |
| B | 15㎡ | |
| C | 19.5㎡ | |
| D | 18.5㎡ | |

(公募)

第3条 使用許可の対象者は、公募により選定するものとする。ただし、公募により難しい特別な事情があると一般財団法人備後地域地場産業振興センター理事長（以下「理事長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

(インキュベーションルームの使用許可の申請等)

第4条 インキュベーションルームの使用許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

- ① 福山市ものづくり交流館インキュベーションルーム使用許可申請書
- ② 事業計画書
- ③ 添付書類

【法人の場合】

- ・登記事項証明書（写）
- ・税証明
 - ：市内法人⇒市税完納証明書（原本）
 - ：市外法人⇒市税完納証明書相当の未納税額がないことがわかる証明書

- 会社概要
- 決算報告書（写）（創業後2年以上の場合は直近2期分，創業後1年以上の場合は直近1期分，創業後1年未満の場合は資金計画がわかる書類とする。）

【個人事業主の場合】

- 開業届出書（写）
- 住民票（写）
- 税証明
 - ：市内在住事業者⇒市税完納証明書（原本）
 - ：市外在住事業者⇒市税完納証明書相当の未納税額がないことがわかる証明書
- 履歴書
- 確定申告書（写）（創業後2年以上の場合は直近2期分，創業後1年以上の場合は直近1期分，創業後1年未満の場合は資金計画がわかる書類とする。）
- 所得証明書
- 保護者の同意書（未成年の場合）

【新規創業の場合】

- 住民票（写）
- 税証明
 - ：市内在住事業者⇒市税完納証明書（原本）
 - ：市外在住事業者⇒市税完納証明書相当の未納税額がないことがわかる証明書
- 履歴書
- 創業にあたっての資金計画書
- 保護者の同意書（未成年の場合）

2 前項の規定に係る手続きについては，別に定めるものとする。

（使用許可の決定）

第5条 理事長は，前条の規定による申請があったときは，当該事業の内容が適当と認められるものについて，インキュベーションルーム使用許可決定通知書を交付するものとする。ただし，福山市ものづくり交流館インキュベーションルーム審査委員（以下「審査委員」という。）の審査をうけるものとする。

2 理事長は，前項のインキュベーションルーム使用の許可を行う際に，支援の目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。条件を付した場合には，その条件を，使用許可を受けた者に通知しなければならない。

(使用期間)

第6条 使用期間は、使用開始から1年間とする。ただし、最長3年間を限度に更新することができるものとする。

2 前項の規定により継続して支援を受けようとする場合については、当該事業の内容について、審査委員の審査をうけるものとする。

第3章 支援

(支援)

第7条 使用許可を受けた者は、びんご産業支援コーディネーター及び福山ビジネスサポートセンター（Fuku-Biz）並びにひろしま創業サポートセンターとの面談や支援を無料で受けることができるものとする。

第4章 報告

(実績報告)

第8条 理事長は使用許可を受けた者に対し、半年に一度、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 事業実績書

(2) その他理事長が必要と認める書類

(退去後報告)

第9条 理事長は使用許可を受けた者に対し、退去後3年を目途に年に一度、現状報告書の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）5月1日から施行する。

